

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社B工場が閉鎖された昭和38年3月まで同工場に勤務し、同年4月に同社C工場に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるD社から提出された申立人に係る人事カード、「B工場移転によるB工場労働組合解散の件」の文書等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和38年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社B工場は昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、i) 前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社B工場労働組合が同年3月31日付けで同社B工場の移転に伴って解散し、申立人を含む23人の組合員が同年4月1日付けで同社C工場労働組合に編入されていることが確認できること、ii) 当該23人の組合員のうち、同年3月21日に同社B工場において厚生年金保険の被保険者資格

を喪失した後、同年4月1日に同社（本社）において被保険者資格を取得している者が17人確認できること、iii) 当該17人のうち、申立期間において雇用保険の加入記録を確認できる者が13人いること等から判断すると、同社B工場は、申立期間においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年3月22日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月21日から同年10月1日まで
② 昭和37年3月22日から同年4月5日まで

私は、昭和34年にA社へ入社し、営業所間の異動はあったものの、平成7年まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録、D企業年金基金の記録等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金保険の記録において資格喪失日とされている昭和34年9月21日は、事業主から提出されたF公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」においても転勤年月日として記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録、D企業年金基金の記録等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年3月22日に同社E営業所から同社C営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年4月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島国民年金 事案 1423（事案 1176、1354 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を適正に行い、申立期間は間違いなく国民年金保険料を納付していた。

今回、申立期間当時、A 市役所で勤務していた非常勤職員の証言が得られた。また、他の地方第三者委員会の例では、納付記録が無くても行政側の不適切な記録管理として扱い、納付が認められている例がある。

私の申立てについても、行政側の不適切な記録管理と事務処理により、申立期間の加入記録と納付記録が消去されたとして、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 市の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 60 年 3 月 31 日を資格取得日とする届出を同年 4 月 2 日に行い、申立人に国民年金手帳記号番号(*)が払い出されたものの、同日付けで取り消されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳を見ると、当該国民年金手帳記号番号に係る記載全てが二重線で抹消されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、ii) 申立人には、平成 2 年 2 月頃に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人は申立期間から当該記号番号の払出時点まで住所の変更がないことを踏まえると、前述の記号番号が取り消されたため、新たな記号番号が払い出されたと考えるのが自然であること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 23 年 5 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 申立人から提出された資料からは申立期間

の国民年金保険料を納付していたことを推認できないこと、ii) 申立期間の国民年金保険料を納付したとする各種金融機関及び領収書を提出したとする行政機関等には関係資料は残っておらず、申立人が保険料を納付していたことを確認することができないこと、iii) 申立人の国民年金被保険者名簿には申立期間に係る納付記録及び還付記録の記載は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成24年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、自身が昭和60年4月に国民年金の加入手続を行ったとするA市の出張所で、申立期間当時、臨時職員として勤務していた者の証言及び他の地方第三者委員会におけるあっせん事例を提出しているが、本件申立てにおける申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を推認させるものではなく、さらに、当委員会が上記証言及びあっせん事例に係る補足調査を行っても、上記の保険料の納付の有無についての判断を変更する必要は認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年5月まで

私が20歳になった時、当時、大学生だった私に代わり、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和50年10月頃にA市で払い出されたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は同年10月16日に初めて被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「私が20歳になった昭和47年*月頃、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。」としているが、当該時期にA市に払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出管理簿で確認したが、申立人の氏名は見当たらず、オンライン記録等による検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年2月までの期間及び15年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から14年2月まで
② 平成15年4月から16年3月まで

私は、結婚を契機に、未納期間の国民年金保険料を納付することにし、平成16年2月頃、A町役場に相談に行き、後日、送られてきた納付書により、まず1年分を一括で納付し、残りは何回かに分けて、妻が金融機関で納付したはずであるのに、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①直後の平成14年3月から15年2月までの国民年金保険料を16年4月19日に過年度納付していることから、当該時点で納付することが可能であった14年3月以降の保険料を納付する一方で、申立期間①については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、何回かに分けて、妻が金融機関で保険料を納付したはずであるとしているが、保険料の分割の方法、納付金額、納付時期等について、申立人及びその妻の記憶は明確ではない。

さらに、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から59年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から59年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和61年11月に結婚したが、結婚前に社会保険庁（当時）から年金の未払分について督促状が届いたので、結婚前の1年以内に、それまで未納となっていた期間の保険料を一括納付した。それなのに、申立期間①及び②が未納のままとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間②直後の昭和60年7月から62年3月までの保険料を同年10月13日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該時点で納付することが可能であった60年7月以降の保険料を納付する一方で、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、結婚した昭和61年11月以前の1年以内の時期に、過去の保険料を納付したとしているが、オンライン記録及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、上述のとおり、62年10月13日に60年7月から62年3月までの保険料を過年度納付したほかにも、i) 同年10月16日に同年4月から同年10月までの保険料を現年度納付し、ii) 同年11月28日に同年11月の保険料を現年度納付し、iii) 63年1月の保険料から口座振替による納付を開始していることが確認できることから、この時期に申立人の国民年金保険料の納付意識に変化があったことがうかがわれ、申立人は、この時期と申立人が主張する納付時期とを混同していることも考えられる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②

は未納の記録となっており、これは、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1427 (事案 1296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から54年3月まで

前回の通知に、私の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月頃に払い出されたと推認できるとされていたが、私は52年7月に母親と一緒にA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続きを行い、その時に年金手帳を発行してもらい、国民年金保険料の納付を開始した。

私は、昭和54年9月頃に年金手帳を受け取っていない。また、年金の過払い等の行政側の事務処理誤りが報道等で多く見受けられることから私の年金記録も間違っていると思われるので、このことを踏まえて再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から昭和54年9月頃に払い出され、当該時点で52年7月1日(厚生年金保険被保険者資格喪失日)に遡って被保険者資格を取得したと考えられること、ii) オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、A市B支所では納付できないこと、iv) A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、申立期間は未納の記録とされており、オンライン記録と一致していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知において、申立人の国民年金手帳記号番号の払

出時期が昭和 54 年 9 月頃であると推認されていることについて、当該時期に年金手帳を受け取っていないと主張しているが、申立期間当時、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることになり、任意加入については、制度上、加入の申出を行った日に被保険者資格を取得するとされ、当該申出に基づき国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各 5 番の計 10 番に係る被保険者のうち、任意加入被保険者は 5 人確認でき、これら 5 人については、いずれも 54 年 9 月に被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人の加入手続も同年 9 月頃に行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されて、年金手帳が交付されたものと推認される。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和 52 年 7 月 1 日と記載されていることを理由として、同年 7 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は申立期間当時、強制加入被保険者に該当することから、本件の場合、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 7 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得することになり、年金手帳に同日が記載されたものと考えられることから、同年 7 月に国民年金の加入手続を行ったと推認することはできない。

さらに、申立人は、再申立てに当たり、「年金の過払い等の行政側の事務処理誤りが報道等で多く見受けられることから、私の年金記録も間違っていると思われるので、このことを踏まえて、再度調査してほしい。」と主張しているが、上述の調査結果のとおり、申立人の国民年金の加入手続の時期が昭和 54 年 9 月頃ではなく 52 年 7 月である形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない。なお、前回の調査において、52 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出管理簿で確認したところ、申立人の氏名は見当たらなかったが、今回、調査範囲を広げて、同年 7 月頃から同年 12 月頃までに加入手続を行った被保険者の氏名を同払出管理簿で確認したものの、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、申立期間当時は両親と同居しており、自治会の集金人が自宅に来た時、自分か母親が、自分と両親の3人分の国民年金保険料をまとめて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和57年2月頃に払い出されたものと推認され、55年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得する加入手続が行われていることから、申立期間の国民年金保険料は加入手続の時点で既に過年度保険料であり、申立人が記憶するように自治会の集金により納付することはできない上、申立人に過年度保険料を納付したという記憶も無い。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳においては、申立期間の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2747 (事案 2464 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
平成 24 年 3 月 23 日付けの通知で、「異動後の営業研修は 6 か月」とされているが、営業研修を受けたことは無く、申立期間の前後を通じて営業職に従事しており、給与額も下がっていないのに、A 社 (現在は、B 社) に異動した当初の申立期間における標準報酬月額が、それ以前の 32 万円から 19 万円に下がっていることは納得できない。当時の営業資料を提出するので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金基金の記録及び申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立期間の標準報酬月額の記録は、いずれも 19 万円と記録されており、これはオンライン記録と一致している上、同原票が遡って訂正された形跡も見当たらないこと、ii) 申立人と同時期に C 社から申立事業所に異動した同僚の標準報酬月額を見ると、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人同様、その前後の期間の標準報酬月額より低額になっていること、iii) 昭和 55 年 7 月 6 日に、C 社から申立事業所に異動した同僚が所持している異動前後の給与明細書を見ると、異動前後の給与支給額はほぼ同額であるものの、標準報酬月額は 22 万円から 16 万円に下がっていることが確認できること、iv) 申立事業所の担当者は、「当社の就業規則により、営業職に外勤手当を支給することになっているが、営業研修期間中は同手当を支給しないことになっていることから、異動時点では営業研修扱いとみなされ、同手当を除く報酬で標準報酬月額を届けたのではないかと思われる。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の前後を通じて営業職に従事しており、異動後に営業研修を受けたことは無いとして、当時の営業資料を提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、今回、申立人が提出した当時の営業資料から、申立人は申立期間及びその前後の期間は研修期間ではなく、営業職に従事していたことがうかがえるものの、当該資料からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。